

山梨県公報

第一千二百一十一号

平成二十三年

三月二十四日

木曜日

目次

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	二〇七
林業種苗生産事業者の登録	二〇九
障害者就業生活支援センターの指定	二〇九
家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施	二〇九
道路の区域変更	一一一
道路の供用開始(四件)	一一二
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	一一三
河川区域の指定の一部改正(四件)	一一三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(四件)	一一三
都市計画の変更(十七件)	一一四
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部改正	一一九
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一二九
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	一二九
大規模小売店舗の名称及び所在地の変更の届出	一二九
都市計画区域の変更(四件)	一三〇
開発行為に関する工事の完了について	一三〇
富士北麓都市計画道路事業の施行について(二件)	一三〇

告示

山梨県告示第百十四号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、次の一から

四までの表の水域の欄にそれぞれ掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。))別表2に掲げる類型をいう。)をこれらの表の該当類型の欄にそれぞれ掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間をこれらの表の達成期間の欄にそれぞれ掲げるとおり定め、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、達成期間は、これらの表の指定日の欄にそれぞれ掲げる日から起算するものとする。

なお、水質汚濁に係る環境基準(昭和四十九年山梨県告示第百五十三号)は、廃止する。

平成二十三年三月二十四日

一 環境庁告示別表2の1の①のア関係

山梨県知事 横内正明

水 域	該当類型	達成期間	指 定 日
笛吹川上流(亀甲橋より上流)	A	イ	昭和四十九年四月一日
笛吹川下流(亀甲橋より下流)	A	ハ	昭和四十九年四月一日
荒川上流(亀沢川合流点より上流)	AA	イ	昭和四十九年四月一日
荒川下流(亀沢川合流点より下流)	B	ハ	昭和四十九年四月一日
濁川(全域)	C	ハ	平成七年三月三十日
鎌田川(笛吹川右岸に合流するものの全域)	B	ハ	昭和四十九年四月一日
平等川(全域)	B	イ	昭和四十九年四月一日
重川(全域)	B	イ	平成七年三月三十日
日川(全域)	A	イ	平成七年三月三十日
滝沢川(全域)	B	イ	平成七年三月三十日

黒沢川（塩川に合流するもの 全域）	C	八	平成七年三月三十日
鶴川（全域）	A	イ	平成七年三月三十日
笹子川（全域）	A	イ	平成七年三月三十日
朝日川（全域）	A	イ	平成七年三月三十日
柄杓流川（全域）	A	八	平成七年三月三十日
宮川（相模川に合流するもの 全域）	B	ロ	平成七年三月三十日

備考

一 該当類型の欄中の「A A」、「A」、「B」及び「C」とは、環境庁告示別表2の1の①のAの類型を示す。

二 達成期間の欄中の「イ」、「ロ」及び「ハ」は、次に定めるとおりとする（二の表から四の表までにおいて同じ。）。

イ 直ちに達成

ロ 五年以内で可及的速やかに達成

ハ 五年を超える期間で可及的速やかに達成

二 環境庁告示別表2の1の①のイ関係

水 域	該当類型	達成期間	指 定 日
笛吹川上流（亀甲橋より上流）	生物 A	イ	平成二十三年四月一日
笛吹川下流（亀甲橋より下流）	生物 B	イ	平成二十三年四月一日
荒川上流（亀沢川合流点より上流）	生物 A	イ	平成二十三年四月一日
荒川下流（亀沢川合流点より下流）	生物 B	イ	平成二十三年四月一日

濁川（全域）	生物 B	イ	平成二十三年四月一日
鎌田川（笛吹川右岸に合流するもの全域）	生物 B	イ	平成二十三年四月一日
平等川（全域）	生物 B	イ	平成二十三年四月一日
重川（全域）	生物 B	イ	平成二十三年四月一日
日川（全域）	生物 A	イ	平成二十三年四月一日
滝沢川（全域）	生物 B	イ	平成二十三年四月一日
黒沢川（塩川に合流するもの 全域）	生物 B	イ	平成二十三年四月一日
鶴川（全域）	生物 A	イ	平成二十三年四月一日
笹子川（全域）	生物 A	イ	平成二十三年四月一日
朝日川（全域）	生物 A	イ	平成二十三年四月一日
柄杓流川（全域）	生物 A	イ	平成二十三年四月一日
宮川（相模川に合流するもの 全域）	生物 B	イ	平成二十三年四月一日

備考 該当類型の欄中の「生物 A」及び「生物 B」とは、環境庁告示別表2の1の①のイの類型を示す。

三 環境庁告示別表2の1の②のA関係

水 域	該当類型	達成期間	指 定 日
山中湖（全域）	湖沼 A	イ	昭和四十九年四月一日
河口湖（全域）	湖沼 A	イ	昭和四十九年四月一日

西湖(全域)	湖沼A	イ	昭和四十九年四月一日
精進湖(全域)	湖沼A	イ	昭和四十九年四月一日
本栖湖(全域)	湖沼A	イ	昭和四十九年四月一日

備考 該当類型の欄中の「湖沼A」及び「湖沼A」とは、環境庁告示別表2の1の(2)のアの類型を示す。

四 環境庁告示別表2の1の(2)のウ関係

水 域	該当類型	達成期間	指 定 日
山中湖(全域)	湖沼生物B	イ	平成二十三年四月一日
河口湖(全域)	湖沼生物B	イ	平成二十三年四月一日
西湖(全域)	湖沼生物A	イ	平成二十三年四月一日
精進湖(全域)	湖沼生物B	イ	平成二十三年四月一日
本栖湖(全域)	湖沼生物A	イ	平成二十三年四月一日

備考 該当類型の欄中の「湖沼生物A」及び「湖沼生物B」とは、環境庁告示別表2の1の(2)のウの類型を示す。

山梨県告示第百十五号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者を登録した。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
山梨	中村千鶴子	笛吹市境川町藤	種穂の採取及び	笛吹市境川町藤	

四四〇	清水 康男	北杜市長坂町小 荒間七四七番地 二	同右	袋五七五番地 精選並びに苗木 の育成	袋五七八番地
山梨 四四一	清水 康男	北杜市長坂町小 荒間七四七番地 二	同右		北杜市長坂町小 荒間七四七番地 二

山梨県告示第百十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第三十三条の規定により、同法第三十四条に規定する業務を行う者として、次のとおり指定した。

平成二十三年三月二十四日 山梨県知事 横 内 正 明

名 称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人ありんこ	富士吉田市大明見一 六九六番地	富士吉田市新西原三 丁目四番二十号	平成二十三年三 月八日

山梨県告示第百十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、笛吹市	一次のいづれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	1 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査 (-) 急速凝集反応法 2 酵素免疫測定法による検査 3 補体結合反応検査